

WTO 第 11 回閣僚会議

1 GATT 体制は、世界経済のブロック化による保護主義的な貿易政策が第 2 次世界大戦の一因であるとして、加盟国への最恵国待遇を通じた関税引下げを実現するため、1948 年に米・英等 23 か国で発足した。日米欧等の主導の下でコンセンサス・一括採択等の原則の下、8 回のラウンドを主導してきた。

主に鉱工業製品の関税削減を対象としたディロン・ラウンド(26 か国・1960-61 年)までは交渉期間も 1~2 年で終了していたが、ラウンドを重ねるごとに長期化し、1986 年に始まったウルグアイ・ラウンドは 1994 年ようやく合意した。

2 ジュネーブにおける多国間交渉の長期化が進む中で、1990 年代半ばころから、関税同盟を含め、二国間又は数か国間で交渉することができる自由貿易協定(FTA/EPA)が非常に増加してきており、2016 年末には 286 に上っている。

1967 年に設立された欧州共同体(EC)は、1993 年、共通農業政策や関税同盟などに限られていた欧州共同体(EC)から、欧州単一市場、統一通貨や外交・司法協力などを含む包括的な欧州連合(EU)に生まれ変わった。また再交渉が今年 8 月に開始された、米国・カナダ・メキシコによる北米自由貿易協定も 1994 年に発足し、また現在では 10 か国が加盟している南米南部共同市場も 1995 年に発足した。我が国も、メキシコ(2005 年 4 月)、モンゴル(2016 年)等 15 の国・地域と EPA を締結済みであり、更に TPP11、EU との EPA も 2019 年の発効を目指している。

3 153 か国が参加して 2001 年に始まったドーハ・ラウンドについては、2008 年 7 月に決着寸前までいった農産物市場アクセスのモダリティ協議が決裂した後は、交渉が停滞し、行方が定まらないでいる。

その中にあっても、2011 年 12 月のジュネーブ第 8 回閣僚会議では、部分合意を積み重ねていくことを確認し、2013 年 12 月の第 9 回バリ島閣僚会議では、バリ・パッケージ(貿易円滑化、農業交渉における関税割当運用・食料安全保障目的の公的備蓄等及び開発)を合意し、更に 2015 年 12 月の第 10 回ナイロビ閣僚会議では、ドーハ・ラウンドを巡ってその継続を主張する新興途上国側と新しいアプローチを主張する先進国側の両論併記となったものの、農業輸出補助金の撤廃等で合意している。

4 1995 年に設立された世界貿易機関(WTO)の加盟国が今や 164 か国・地域に上り、その 5 分の 4 は「開発途上国」になっているが、「開発途上国」の基準はなく、

自己宣言によっている。中国(2016年名目GDP世界2位)、インド(同7位)、インドネシア(同16位)、トルコ(同17位)等の新興途上国は、いずれもWTO規律を適用する際には、「特別かつ異なる取扱い(S&D)」を享受し得る「開発途上国」扱いとなっている。これまでも「開発途上国」の基準を設けるべきであるという議論が提起されたことがあるが、コンセンサスが得られていない。

S&Dの一例を挙げると、先進国の自由貿易協定や関税同盟は、WTOの最恵国待遇の例外措置であるので、「関税その他の制限的通商規則(第11条から第15条まで及び第20条を除く)を構成地域間の実質上全ての貿易に撤廃する」等の基準を遵守する必要がある。他方で開発途上国については、東京ラウンドの「1979年締約団決定」3及び4により、先進国に適用されている「地域間の実質上全ての貿易に撤廃する」の要件が適用されていない。

5 12月10日から13日にブエノスアイレスで開催されたWTO第11回閣僚会議(MC11)では、WTOの重要性を認めつつも、WTOの抱えている課題の解決が先決との立場を取る米国と多国的貿易システムとWTOの重要性を強調する米国以外の加盟国との対立が解消できず、全会一致が必要な閣僚宣言を出せなかった。

例えばアルゼンチンなどの南米10か国は、「多国間主義は、機会を活用し、そして国際貿易の課題に立ち向かう最善の方法である。従って、我々は、ルールに基づいた、開放された、透明な、包摂的な、非差別的な、そして公平なWTOに体現化された貿易を推進するため、21世紀の課題に立ち向かうのに必要な手段を提供する紛争処理制度など、多国的貿易システムを維持し、強化する重要性を確認する」と共同声明を発表し、多国的貿易システムとWTOの重要性を強調した。

一方で米国は、「WTOは、明らかに重要な機関である。それは膨大な恩恵をもたらし、締約国にとって有益な交渉の場を提供している。…我々は、新しいルールが少数の国にしか適用されずに、その他の国が「開発途上国」であると自らが主張することで適用されないという状況を維持することができない。…現行ルールの多くが守られていないときに新しいルールを交渉できない。…我々は、慢性的な過剰生産や国営企業の影響など、新たな課題に焦点を当てることを確実にするため、常設機関の活性化に関心を持っている」と主張し、開発途上国のステータス問題を提起するとともに、米国の利益確保を優先させる方針を貫いた。

6 MC11は、マルストロムEU通商委員が「加盟国は、補助金を受けた違法漁業を止めさせる合意すらできない。ゾッとさせる。EUは、本当に一生懸命に頑張ったが、いくつかの大国による破壊的な振る舞いが結果を出すのを不可能にし

た。どのようにしてこのようになってしまったのか」とツイートしたように、比較的争点の少ない漁業補助金のような課題についても合意できなかった。

一方でライトハイザー米通商代表は、「MC11 は、WTO の行き詰まりが打開された節目として記憶されるだろう。多くの加盟国は、同じような考えを持つ WTO 加盟国とその構成員は、行動する準備ができていない少数の加盟国によって抑止されないように、WTO が重要分野で新たなスタートを追求しなければならないことを認識した。この点に関して米国は、電子商取引(⇒後述する 70 の国・地域の共同文書の署名)、農産物のための科学的基準(⇒各国で異なっている農薬の最大残留基準値に関する国際基準の設定に向けた、17 の国・地域の共同文書の署名)及び世界市場を歪める不公正な貿易慣行(⇒後述する日米欧の共同文書の署名)の課題に有志国メンバーと協力すること喜んでいる。更に米国は、ブエノスアイレスで閣僚が合意したガイダンスに従って、有害な漁業補助金に関する意味のある規律を要求する意図を持っている」と述べ、他の加盟国と対照的な評価を行っている。

7 MC11 で合意された作業プログラムは、次のとおりである。

―漁業補助金：第 10 回閣僚会議以降の進展に基づき、過剰漁獲能力と過剰漁獲に貢献する一定の形態の漁業補助金を禁止し、並びに開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な S&D がこれらの交渉の一部であるべきであることを認識しつつ、IUU 漁業に貢献する補助金を廃止する、包括的かつ効果的な規律に関する合意を 2019 年閣僚会議までに採択することを視野に入れて、漁業補助金交渉に建設的に取り組む。

⇒国連の「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」14.6 を実施するデッドラインの 2020 年を控え、漁業補助金に関する暫定的な取決めの合意を目指して議論されたが、インドが漁業補助金の暫定的措置に関するいかなる協議にも参加するのに抵抗し、また米国も野心の水準が TPP を下回る漁業補助金の規律を受け入れなかったといわれている。

―電子商取引に関する作業プログラム：我々は、WT/L/274 で設定された現行のマנדートに基づく電子商取引に関する作業プログラムの下での前回の閣僚会議以降の作業を継続することに合意する。我々は、作業を再活性化し、並びに一般理事会に対し、WTO 所管組織の提出した報告に基づき 2018 年 7 月・12 月や 2019 年 7 月の一般理事会で定期的な検討を行い、及びに次回閣僚会議に報告するよう指示する。我々は、2019 年に開催すると決定した次回閣僚会議までは電子商取引に関して課税しないという現行の慣行を維持することに合意する。

—TRIPS 協定の「非違反申立 (GATT 第 23 条第 1 項 (b) の申立)」及び「状態申立 (同項 (c) の申立)」：「TRIPS 非違反申立及び状態申立」に関する 2015 年 12 月 19 日の我々の決定 (WT/L/976) に従い、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定の理事会で行われた作業を確認し、1994 年 GATT 協定第 23 条第 1 項 (b) 及び (c) の規定による申立の範囲及びモダリティの検討を継続し、並びに 2019 年の我々の次回会議に勧告するよう指示する。それまでの間は、加盟国は TRIPS 協定の当該申立を開始しないと合意された。

⇒米国は、この猶予期間を延長することに反対していたが、インドやインドネシアが反対していた電子商取引に関する課税の猶予期間を延長することを条件に妥協したといわれている。

GATT 第 23 条

1. 締約国は、(a) 他の締約国がこの協定の基づく義務の履行を怠った結果として、(b) 他の締約国がこの協定に抵触するかどうかを問わず、何らかの措置を適用した結果として、又は (c) その他の何らかの状態が存在する結果として、この協定に基づき直接若しくは間接に自国に与えられた利益が無効にされ、若しくは侵害され、又はこの協定の目的の達成が妨げられていると認めるときは、その問題について満足し得る調整を行うため、関係があると認める他の締約国に対して書面により申立又は提案をすることができる。この申立又は提案を受けた締約国は、その申立又は提案に対して好意的な考慮を払わなければならない。

2. [略]

—小規模経済 (⇒世界の非農産物貿易シェア 0.1%の国)に関する作業プログラム

8 MC11 決定ではないが、同じ考えを持つ加盟国は、次のような文書を発出している。

—サービスの貿易に関する一般協定第 6 条 4 の国内規制：日本、中国、EU、スイス、カナダ、アルゼンチン、オーストラリア等 31 の国・地域

—TRIPS 協定と生物多様性に関する条約との関係に関する作業プログラム：インド

—零細・中小企業の国際貿易への参加促進に関する WTO 非公式作業プログラムの決定：日本、中国、EU、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、オーストラリア等 59 の国・地域

—開発のための投資円滑化：日本、中国、EU、カナダ、アルゼンチン、オーストラリア、ナイジェリア等 42 の国・地域

－電子商取引：日本、中国、EU、米国、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、オーストラリア等 43 の国・地域

－WTO サービスに関する国内規制の作業部会の活性化：日本、中国、EU、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、オーストラリア等 34 の国・地域

以上のほか、日本、米国及び EU は、12 月 12 日、世界レベルの競争の場を確保するために、次のとおり共同声明を発表している。

我々は、主要分野における政府による資金融通と援助を受けた能力増強によって深刻化した重大な余剰生産能力、市場を歪曲する大きな補助金、国有企業、強制的な技術移転並びに[一定比率・水準の]現地コンテンツ要求及び[現地の物品・サービスの]優先は、国際貿易の適切な機能、革新的技術の創出、世界経済の持続可能な成長にとって深刻な問題であるという見解を共有した。

この重大な懸念に対処するために、我々は、WTO やその他のフォーラムにおいて、第三国によるこれらの不正な市場歪曲や保護主義的な慣行を排除するために 3 国間協力を強化することに合意した。